

事業者の皆さまへ

事業系ごみ 処理ガイド

一般廃棄物

事業系ごみとは、事業活動に伴って排出される
全ての不用物のことを言います。

事業者には、法律で自己処理責任が課せられています。

中野区

事業者の責務

事業活動に伴って生じた廃棄物は、
自らの責任において適正に処理しなければなりません。

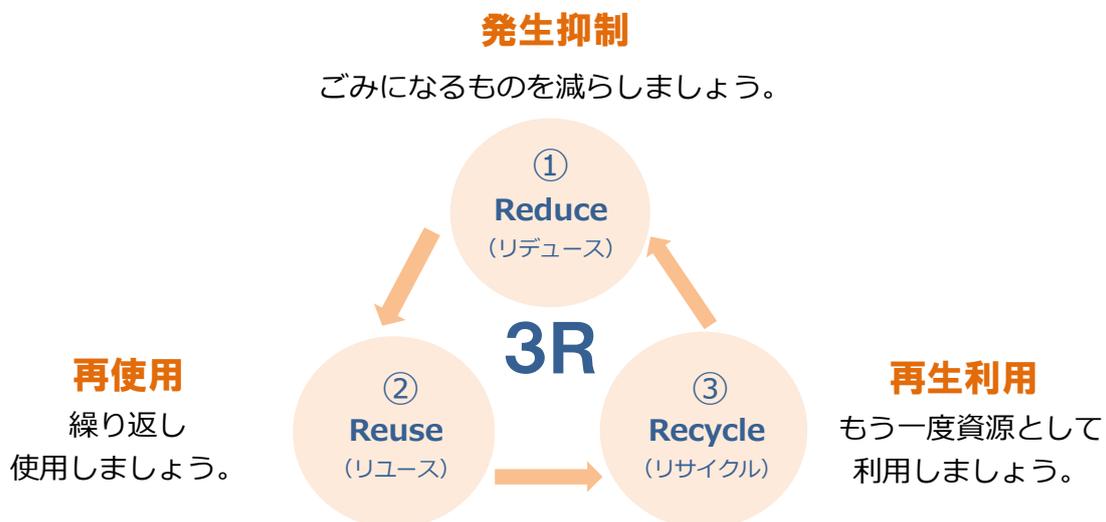
「自らの責任において適正に処理する」とは、法に定める処理基準にしたがって自己処理、又は委託基準にしたがって委託処理することを指します。

委託処理する場合には、守らなければならない基準があります。
排出事業者は、適切な許可をもつ者に、許可があることを確認して契約し、処理が適正になされたことを確認しなければなりません。

廃棄物の減量、その他適正処理に関し、国や都及び区の施策に協力しなければなりません。

3Rへの取り組み

まずは、3Rを実行することで、事業系ごみの減量を推進しましょう。

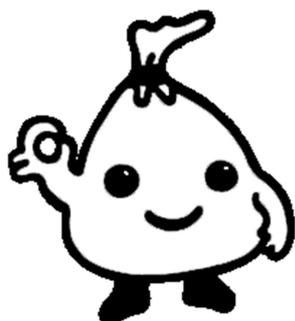


リサイクルルートで処理されるものでも、有償で売却できず不用となった物は、廃棄物処理法による処理をしなければならず、処理を委託する場合はその性状によって一般廃棄物か産業廃棄物の許可を持った者に委託しなければなりません。

ただし、個別リサイクル法上の特例等で許可が不要な場合もあります。また、専ら再生利用される古紙・びん・缶・古布の処理は許可不要とされています。

廃棄物の処理方法

3Rへの取り組みによっても、なお不用となったものは、
廃棄物として適正に処理しなければなりません。



委託処理の場合は…

1. 分別する（一般廃棄物か産業廃棄物かの判断）



2. 適正な許可を持つ業者を探す



3. 処理業者の許可の有無を確認



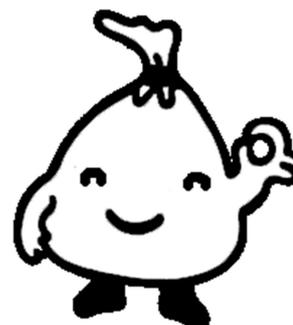
4. 契約・委託



5. 委託後の廃棄物の適正処理を確認

という流れになります。

詳しくはP 3～P 6をご覧ください。



ごみのん
中野区ごみ減量キャラクター

1. 分別する（一般廃棄物か産業廃棄物か）

事業系廃棄物は、**一般廃棄物**と**産業廃棄物**に分類されます。

区の収集の分別とは異なります。

産業廃棄物一覧表

区分	種類
あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻／汚泥／廃油／廃酸／廃アルカリ／ 廃プラスチック類／ゴムくず／金属くず／ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず／ 鋳さい／がれき類／ばいじん
排出する業種が限定されるもの	紙くず／木くず／繊維くず／動植物性残渣／ 動物系固形不要物／動物のふん尿／動物の死体

上の表に該当しないものは **一般廃棄物** です。

《上の表の区分と種類による判断の例》

- ・あらゆる業種から排出されるプラスチック類 → 産業廃棄物

《同じものでも一廃・産廃に分かれる場合の例》

- ・印刷業から排出された紙くず → 産業廃棄物
- ・事務所から排出された書類 → 一般廃棄物
- ・建設現場から排出された木くず → 産業廃棄物
- ・事務所の庭から排出された剪定枝 → 一般廃棄物
- ・食肉製造業から排出された肉の残渣 → 産業廃棄物
- ・食肉販売店から排出された売れ残り肉 → 一般廃棄物

2. どんな許可を持つ業者に依頼するか

排出する廃棄物の性状に合わせ、P3の表により一般廃棄物と産業廃棄物に分類し、法に定める委託基準により、それぞれの必要な許可を持つ業者へ委託してください。

例えば、事務所が生ごみとプラスチック製弁当容器（弁当ガラ）を廃棄する場合、弁当の中身（生ごみ）と容器を分別し、以下の許可を持つ収集運搬業者、処分業者それぞれに委託しなければなりません。

生ごみ → **一般廃棄物** 「普通ごみ」の許可が必要です

弁当ガラ → **産業廃棄物** 「廃プラスチック類」の許可が必要です

3. 委託する許可業者がわからない場合

一般廃棄物

区公式HPに中野区一般廃棄物収集運搬業許可業者名簿を掲載しています。

中野区ごみゼロ推進課許可指導担当

☎ 03-3228-8257

産業廃棄物

下記へお問い合わせください。

東京都環境局産業廃棄物対策課

☎ 03-5388-3586

(一社)東京都産業資源循環協会

☎ 03-5283-5455

4. 許可証の確認

委託できる業者であるかどうかは、許可証の提示を求め、確認してください。

一般廃棄物

中野区長が発行した「普通ごみ」の許可証を有していることを確認してください。食品リサイクル等のため、行政施設（東京二十三区清掃一部事務組合処理施設）以外へ搬入する場合、搬入施設の処分業の許可証も確認してください。

産業廃棄物

産業廃棄物の運搬にあたっては、委託する産業廃棄物はその許可品目の中に含まれていることを許可証（東京都知事発行）で確認してください。また、運搬先の都道府県の許可があることも確認してください。産業廃棄物の処分にあたっては、処分の許可等を有し、委託する産業廃棄物はその許可品目の中に含まれていることを確認してください。

5. 契約する

一般廃棄物処理業者・産業廃棄物処理業者それぞれに、排出する廃棄物の性状、量、頻度などを伝え、見積りを依頼し、合意の上で契約書を作成し、委託してください。

契約書作成のポイントは以下のとおりです。

一般廃棄物

- ・ 契約書には、排出事業者、収集運搬業者（行政施設以外への搬入の際は処分業者も）、廃棄物の種類、予定排出量、処理料金、契約期間を記載してください。
- ・ 収集運搬業者（行政施設以外への搬入の際は処分業者も）と直接契約し、法で定められた委託基準を遵守してください。
- ・ 東京23区における一般廃棄物の処理手数料は、法律の定めにより、1kgあたり40円を超えてはならないことになっています（注）。月極の定額料金で契約している場合等は、契約料金を排出量で割り返してみてください。

産業廃棄物

- ・ 委託する産業廃棄物が受託業者の許可品目の中に含まれているか。
- ・ 法律で定められた事項が、契約書に全て記載されているか。

※委託契約書に含める事項

委託する産業廃棄物の種類・数量、運搬の最終目的地、委託契約の有効期間、委託者が受託者に支払う料金、産業廃棄物許可業者の事業の範囲、処分又は再生の場所の所在地・方法・施設の処理能力等

- ・ 契約書に、委託契約の相手方となる許可業者の許可証等が添付されているか。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

事業者は、その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については法第 7 条 12 項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。【法第 6 条の 2 第 6 項】

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については法第 14 条第 12 項に規定する産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。【法第 12 条第 3 項】

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、定められた基準に従わなければならない。【法第 12 条第 4 項】

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。【法第 12 条第 5 項】

6. 委託後の適正処理の確認

一般廃棄物管理票（マニフェスト）の使用と記載内容の確認

1 日平均 100kg（月平均 3t）以上、または臨時に排出する事業者で、東京二十三区清掃一部事務組合処理施設で処理する場合、一般廃棄物管理票を使用し、記載内容から適正に処理されたことを確認しなければなりません。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の使用と記載内容の確認

排出量に係らず、産業廃棄物の種類ごと、処分先ごとに産業廃棄物管理票を使用しなければなりません。

区の収集を利用できる事業者 (事業系廃棄物収集届出制度)

従業員数が20人以下または1日の平均ごみ排出量が50kg未満の事業所については、区のごみ収集に支障がない範囲で、例外的に区が有料で収集します。区への届出のうえ、中野区有料ごみ処理券を貼付してお出してください。

【制度の流れ】

1. 「事業系廃棄物排出届出書」と「排出場所を記入した地図」を区へ提出。
 - ※ 事業系廃棄物排出届出書は区ホームページからダウンロードできます。
 - ※ 排出場所を記入する際は、既存のごみ排出場所をご記入ください。排出場所が不明な場合は、中野区清掃事務所（03-3387-5353）までお問い合わせください。
 - ※ びん・缶・ペットボトルの排出がある場合は、下記担当までご連絡ください。
2. 区から届出済証を交付。
3. 届出済証記載の事業者番号と事業者名を容量に合った事業系有料ごみ処理券にご記入の上、容器または袋に入れたごみ・資源に貼付してください。
4. 届出の際に記載したごみ排出場所に出してください。

※事業系有料ごみ処理券の購入について

ごみ処理券は、「中野区有料ごみ処理券取扱所」の表示のあるお店、コンビニエンスストア、中野区清掃事務所でお求めになれます。

※区の収集を利用する場合、家庭ごみと同じ分別方法で出してください。リーフレット「資源とごみの分け方・出し方（保存版）」を参照してください。リーフレットは、ごみゼロ推進課、中野区清掃事務所等でお渡しできます。また、区公式HPにも掲載しています。

制度についてのお問い合わせ先

中野区ごみゼロ推進課 ☎03-3228-5563

事業系古紙の処理方法は…

事業系古紙は、区では回収しておりません。資源回収業者等に委託してリサイクルするか、古紙問屋に直接持ち込む方法で処理してください。

資源回収業者による処理の問い合わせ先

東京都資源回収事業協同組合中野支部（株式会社いわい内） ☎03-3338-1596

問い合わせ先

一般廃棄物の委託方法、一般廃棄物処理業者情報について

中野区ごみゼロ推進課 許可指導担当 ☎03-3228-8257

一般廃棄物を自ら清掃一組処理施設へ搬入する方法について

概ね1週間に1回以上定期的・継続的に搬入を希望する場合

東京二十三区清掃一部事務組合 持込承認係 ☎03-6283-0830

臨時に搬入を希望する場合

中野区清掃事務所 ☎03-3387-5353

産業廃棄物の委託方法について

東京都環境局産業廃棄物対策課 ☎03-5388-3589

産業廃棄物処理業者情報について

東京都環境局産業廃棄物対策課 ☎03-5388-3587

事業系し尿等の相談は…

区公式ホームページの業者一覧をご覧ください。下記へお問い合わせください。

(一社)東京環境保全協会 ☎03-3264-7911

東京都環境保全協同組合 ☎03-3538-0422

中野区環境部 ごみゼロ推進課
中野区松が丘 1-6-3 リサイクル展示室内
TEL:03-3228-5563 FAX:03-3228-5634